

平成25年第1回泉南市議会臨時会議案書

議 案 一 覧 表

(平成25年11月11日提出)

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
議案	1	訴えの提起について	1

議案第1号

訴えの提起について

下記事件について訴えの提起をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

平成25年11月11日提出

泉南市長 向 井 通 彦

記

- 1 第一審事件名
大阪地方裁判所平成24年行（ウ）第113号
農地転用届出受理取消請求事件
- 2 当事者
控 訴 人 泉南市
同代表者兼処分行政庁 泉南市農業委員会
同委員会代表者会長 中 野 吉 次
被控訴人 泉南市内在住
 ○○○○

3 事件の概要

3人共有の農地に関して、被控訴人以外の2人に対して先行して行った農地転用届出受理通知処分とその後被控訴人に対して行った農地転用届出受理通知処分の取消しについて、平成24年5月25日大阪地方裁判所において被控訴人から本市に対して行政処分取消請求事件が提起された。

平成25年10月25日に判決言渡しがあり、当該処分を取り消すよう命じられたところであるが、本市の主張が認められておらず判決内容には承服することができないため、控訴する。

4 判決の内容

- (1) 泉南市農業委員会が平成22年11月22日付けで別紙物件目録記載の不動産についてした農地法5条1項6号の規定による農地転用届出を受理する旨の処分を取り消す。
- (2) 訴訟費用は、被告の負担とする。

5 控訴の趣旨

- (1) 第一審判決を取り消す。
- (2) 被控訴人の請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用は、第一、二審を通じ被控訴人の負担とする。

6 管轄裁判所

大阪高等裁判所

議案第 1 号参考

経緯

- 平成 22 年 11 月 18 日 代理人が被控訴人以外の 2 人の共有者の委任状を持参し、2 人の持分についての農地転用届出書を泉南市農業委員会に提出
- 同 22 年 11 月 22 日 代理人に農地転用届出受理通知を渡す。
- 同 23 年 2 月 25 日 代理人が被控訴人の委任状を持参し、被控訴人の持分についての農地転用届出書を泉南市農業委員会に提出
代理人に農地転用届出受理通知を渡す。
共有地として一体処理する必要から届出日を平成 22 年 11 月 22 日に訂正
- 同 23 年 8 月 5 日 被控訴人から泉南市農業委員会に対し異議申立て
共有地のため被控訴人の持分だけ処分を取り消すことはできない旨回答
- 同 24 年 5 月 25 日 被控訴人が原告として泉南市農業委員会を被告とし農地転用届出受理取消請求事件を提起

物件の位置

